



くらしのまど

vol.7

震災による住宅のトラブル



事例) 自宅を新築しているが、地震のため工期が遅れ、引渡し予定日には入居できない。資材が予定とおりに確保できず工期が遅れているという。いつ完成するのか聞いてもはっきりした回答がない。

また、引渡しが遅れたことにより、賃貸アパートの家賃も余計にかかることになる。追加でかかった家賃も、施工業者に請求できるか？

アドバイス) 工場が被災するなどして建築資材や部品の流通が滞り、工期が遅れる事例が少なからず見受けられます。こうした場合、大震災という自然災害が原因であり、請負者の責任とは見なされず、家賃負担の増加分等について、損害賠償を請求することは難しいと考えられています。

請負者が工期が遅れたことについて震災を口実にしていないか、注意する必要がありますが、入手困難な部材の代替品の使用等も含め、工事が続行できる具体的な方策について請負者と協議し、合意できれば文書を作成しておくといでしょう。

(財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター より)

住宅の新築・リフォームの契約は、支払金額が高額であり、一度契約すると取消や解約は難しい場合が多いです。事前に、十分に検討しましょう。

契約前に気をつけるべきこと、工事途中の不測の事態への対応など、専門的なアドバイスが必要なときは

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの

住まいるダイヤル(0570-016-100) を御利用ください。

- ・被災住宅の補修方法・補修費用など具体的な相談に対応
- ・被災住宅の無料現地相談を実施

その他、住宅に関するさまざまな相談を受け付けています。

郡山市消費生活センター

電話相談 921-0333 (9:00~16:00)

来所相談 市役所分庁舎3階 (8:30~17:15)

(市民安全課内)



郡山市イメージキャラクター
がくとくん